

財務省告示第四百四十一号

関税率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、平成十八年度における限度額等を定める件（平成十八年三月財務省告示第百五十七号）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十一月十日

財務大臣 尾身 幸次

表第二項を次のように改める。

二	関税率表第二八四九・一 号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九 号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・ 号の二の(三)に掲げる物品のうち 水銀の炭化物	七三二、三四一十千円
---	--	------------

表第一四項中「関税率表」の下に「第三 六・九一号及び」を加える。

表第一八項中「第四二 五・ 号」を「第四二 五・ 号の二」に改める。

表第二三項中「第四四 九・二 号の三の(一)」を「第四四 九・二九号の三の(一)」に改める。

表第二七項を次のように改める。

二七	関税率表第四四 九・二二号の一又は第四四二二・九号の一に掲げる物品	三二六、四六二千円
----	-----------------------------------	-----------

表第二九項中「、第四四二二・二二号、第四四二二・二三号、第四四二二・二九号、第四四二二・

九二号、第四四二二・九三号」を「、第四四二二・一 号の二、第四四二二・九四号」に改める。

表第三三項中「第四四二二・一三号、第四四二二・一四号及び第四四二二・一九号」を「第四四二

二・一 号の一、第四四二二・三二号、第四四二二・三二号及び第四四二二・三九号」に改める。

表第三四項中「第四六 二・一 号の一又は二」を「第四六 二・一一号、第四六 二・一二号又

は第四六 二・一九号の二」に、「第四六 二・一 号の三」を「第四六 二・一九号の二」に改め

る。

表第三六項中「第五八 三・九 号の一の(一)」を「第五八 三・ 号の二の(一)」に改める。

表第四一項中「第五八三・一 号」を「第五八三・ 号の一」に改める。

表第四三項を次のように改める。

四三	関税率表第五四 二・二 号の二の(一)、第五四 二・三 号の二の(一)、第五四 二・四六号の二の(一)、第五四 二・四七号の二の(一)、第五四 二・五二号の二の(一)又は 第五四 二・六二号の二の(一)に掲げる物品 関税率表第五四 二・四四号の二の(二)に掲げる物品のうち ポリエステルのもの	八三八、六五七千円
----	--	-----------

表第四五項中「第五六 四・二 号の二の(二)又は第五六 四・九 号の二」を「第五六 四・九 号の一の(二)のB又は三」に改める。

表第四八項中「第五六 七・九 号」を「第五六 七・九 号の二」に改める。

表第五 項中「第五七 二・五一号、第五七 二・五二号、第五七 二・五九号」を「第五七 二

・五 号」に改める。

